

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

平成30年度より実施された、国民健康保険の財政運営の県単位化に伴い、県への納付金や標準保険税率を勘案し、本年度より国民健康保険税の算定方法を4方式から2方式とするとともに、税率の見直しを行いました。

当市では、応能割と応益割の割合が概ね60：40であり、これ以上応能割の割合を増やすことは慎重に対応する必要があると考えています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

国民健康保険税の算定は、世帯員の年齢ではなく、世帯の所得状況により決定されるべきものと考えていますので、当市では子どもの均等割額を廃止する予定はありません。今後も、国の動向を注視してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

平成29年9月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針」にて、いわゆる法定外繰入金は解消・削減すべきものとされていることから、増額する予定はありません。

(2) 国保税の減免(国保法77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

国民健康保険税の減免については、東松山市国民健康保険税条例第24条の規定に基づき、適正な運用を図っています。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

国民健康保険税の減免については、東松山市国民健康保険税条例第24条の規定に基づき、適正な運用を図っています。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免については、東松山市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱を制定し、適正に対応しています。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

制度の運用上、必要な事項を記載していただく必要があることから、現行の様式を変更する予定はありません。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

滞納者との納税相談を通じて経済状況等を把握し、納付の意思や生活状況を踏まえ徴収の緩和や滞納処分について判断しています。

「滞納処分できる財産が無い場合」や「滞納処分することにより生活を著しく窮迫させるおそれがある場合」には、徴収緩和として滞納処分の執行停止を実施しています。

また、滞納者の実情を考慮し、必要に応じ生活保護や多重債務の相談窓口を案内しています。

② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

滞納処分にあっては、法令を遵守し、生活が困窮することのないよう配慮しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

被保険者の税負担の公平性を保つため、国民健康保険法及び当市で定める取扱基準に則り、対応しています。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 被保険者証の年次更新時において、短期被保険者証のいわゆる窓口留置は行っていません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

被保険者の税負担の公平性を保つため、国民健康保険法及び当市で定める取扱基準に則り、対応しています。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

国民健康保険運営協議会委員の選任に際し、市内在住、在勤の方を対象に公募を行っています。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国民健康保険運営協議会や市議会等にいただいたご意見を参考に、制度運営を行ってまいります。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

受益者負担の考え方を踏まえ、特定健診の自己負担を無料にする予定はありません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

特定健診の検査項目については、基本検査項目以外に、血清クレアチニン、血清尿酸、心電図検査及び尿潜血を追加して実施しています。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 保健師が担う業務量を勘案しながら必要な人員を確保してまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 東松山市個人情報保護条例等の関係諸法令を遵守してまいります。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合の各種規定に基づき、対応してまいります。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

当市では、人間ドック等に係る費用助成のほか、健康診査や保養所の利用助成、コバトン健康マイレージ事業の推進を行っており、引き続き当該事業を実施してまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

受益者負担の考え方を踏まえ、各種健診等の自己負担を無料にする予定はありません。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

平成30年度の地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は、いずれも執行率が90%を超えており、事業費は概ね順調に推移しています。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

サービスの担い手養成については定期的に養成講座を開催しており、平成28年度からの講座修了者数は累計で172人という状況です。また、当市では、基準緩和型訪問型サービスと短期集中型通所型サービスの2事業を実施しており、今後も必要に応じてその他の事業実施を検討してまいります。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】

当市では、現行相当サービスのみなし指定の有効期間が満了した平成30年3月に指定を更新して、要支援者へのサービス提供事業所の確保を図っています。

- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

基準緩和型訪問型サービスにおける単価は、現行相当サービスの9割としています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

当市では、緊急通報サービスや配食サービスなどの各種生活支援サービスを実施しています。また、在宅での生活を支援する専門職の連携強化を重点施策に位置付け、多職種による顔の見える関係づくりやICTを活用した連携促進などの事業を推進しています。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

当市では、認知症の方などが行方不明になった際の早期発見や平時の居所確認が行える徘徊高齢者等家族支援サービス事業を実施しています。

- (3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

定期巡回随時対応型訪問介護看護の課題は人材確保と利用者確保と伺っております。市では、地域のケアマネジャーが当該サービス内容を正しく理解できるように、ケアマネ協議会開催時などの機会を捉えて周知を図っています。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) **介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。**

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護労働者の処遇改善については、国の施策を注視し、介護サービス事業者が活用できる制度等を周知してまいります。

- (2) **介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。**

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

介護事業所における外国人労働者の雇用については、各事業者の経営方針によるものと考えています。

- (3) **介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

事業者集団指導等の機会を捉えて働きやすい職場環境の構築を促しています。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

- (1) **特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

特別養護老人ホーム等のサービス基盤整備については、介護保険事業計画に基づき整備しています。

- (2) **低所得者でも入所できるよう国に要望してください。**

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 低所得者の特別養護老人ホーム入所に関する要望は考えていません。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

特定入所希望者への対応については、入所希望報告書の提出を通じて確認しています。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】 交付金額は12,450千円で、すべて地域支援事業に充当しています。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】

現時点で交付金の見込額は把握しておりません。使途については、昨年度同様、地域支援事業に充当する予定です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 評価については、適切に対応しています。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

一般会計からの法定外繰入は行いません。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 独自の保険料軽減措置を講ずることは考えていません。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

保険料滞納者への対応は納付相談を含め、丁寧に対応しています。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者の自立支援・重度化防止の取組を重視しており、平成30年度から新たに自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者のQOL向上に資する介護サービスの提供に取り組んでいます。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

市独自の利用料負担軽減策として、住民税非課税世帯を対象に高額介護サービス費の上限を引き下げ、これを超える部分について「高額介護費補助金」として支給する制度を継続実施しています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

平成30年度の高齢者虐待相談件数は48件です。深刻な相談への対応については、警察等関係機関と連携して速やかに対応しています。虐待を未然に防ぐには、養護者の孤立防止が有効な方策ではないかと考えています。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

東松山市地域自立支援協議会内の「地域生活支援拠点等検討プロジェクト」にて、設置に向けた協議を行なっています。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

当市では、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的整備型による整備を目指しており、体制整備・基盤整備に係る新たな予算化の予定はありません。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

当市では、面的整備型による整備を目指しておりますが、短期入所事業を行なっている障害者支援施設にも緊急時対応の機能を担っていただけるよう協議を行なっています。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

東松山市地域自立支援協議会において当事者の方の意見を伺い、事業を実施してまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 グループホーム利用希望者をリスト化し、把握しています。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

新規にグループホームを設置しようとする事業者に対し、利用希望者リストを基に利用希望者の障害種別・程度等の傾向を伝え、その傾向に合わせた事業実施を促しておりますが、整備計画を作成する予定はありません。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 地域生活支援拠点等の整備の中で、老障介護家庭にも対応します。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

所得制限及び年齢制限の撤廃の予定はありません。一部負担金等の導入については、県の動向を注視してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

当市では、現物給付が適用される医療機関は比企地域の9市町村に及んでいることから、更なる広域化は考えていません。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

対象者を拡大することは考えていません。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 当市では、障害児・者生活サポート事業を実施しています。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 利用時間の拡大は考えていません。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

当市では、事業者に対する運営費補助金の外に、利用料補助金を設け、利用者負担の軽減を図っていることから、他の軽減策は考えていません。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

当市では、事業者に対する運営費補助金の外に、利用料補助金を設け、利用者負担の軽減を図っていることから、更なる補助の増額は考えていませんが、県の動向を注視してまいります。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー利用料金助成事業及び自動車燃料購入費事業において所得制限や年齢制限の導入は考えていません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

福祉タクシー利用料金助成事業及び自動車燃料購入費事業については、各市町村がその実情に合わせ行うべきと考えます。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

家族がいても、第三者の支援がなければ避難行動がとれない方は、要支援者として登録しています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

要支援者が必要な生活支援を受けることができ、安心して避難生活ができるように福祉避難所を整備に取り組んでまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

指定避難所は、避難者にとっての生活拠点であると同時に、その地域の支援拠点でもあります。よって、避難所で生活していないと支援物資が受けられないということにはなりません。例えば自宅等で避難生活をしている人であっても、必要に応じ、地域の避難所で支援物資を受けることはできます。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 要支援者の情報は個人情報であるため、関係法令に照らし、検討します。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日時点の国の定義による待機児童数は36人です。また、入所申請をした結果、どの認可保育施設にも入所することができなかった児童数については、同日時点で111人です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日時点で、定員の弾力化を行っている保育施設は、市内24施設中、0歳児で3施設、1歳児で8施設、2歳児で7施設、3歳児で9施設、4歳児で8施設、5歳児で9施設です。また、同日時点の年齢児ごとの受入児童総数は、0歳児が91人、1歳児が217人、2歳児が273人、3歳児が287人、4歳児が284人、5歳児が298人の、合計1,450人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

待機児童の解消に向けて、民間事業者による認可保育所等の整備に対する支援を実施するほか、既存の公立保育所については、適切に運営を維持してまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

現在、各保育施設の定員において、育成支援児童の受入れ枠の上限はなく、児童一人ひとりの状況をきめ細やかに見極め、各保育施設と調整し、受入れています。補助金については、埼玉県の「安心・元気！保育サービス支援事業費補助金」を活用した障害児保育に対する補助金のほか、市単独の補助金を交付しています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設が認可施設に移行するために必要な施設整備費に対しては、国の補助要綱に基づき、市より必要な補助金を交付することで支援しているほか、当該国の補助要綱改正により、毎年補助金額は増額しています。

なお、現在市内に存在する認可外保育施設が認可施設に移行するかどうかについては、各認可外保育施設の事業者からの要望を確認の上、協議し、その必要性を判断し

てまいります。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

従来から民間保育所等の職員に要する経費に対し、市単独の補助金を交付することで、保育士の処遇改善や質の向上を図っています。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

0～2歳児については、市独自の事業により、世帯の年間所得に関係なく、第3子以降の保育料を無償としています。

また、副食費が実費徴収化される3歳児以降については、当該副食費が、無償化になる前に支払っていた保育料より高額になることのないよう、各保育施設の料金設定について調整してまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

子ども・子育て支援法や児童福祉法等各種法令の規定に基づき、引き続き各認可保育施設や認可外保育施設に対して、定期的な指導監査や立入調査を実施してまいります。

また、保育の質の向上のため、埼玉県や当市が開催する各種研修について、各保育施設に対し周知し、積極的な参加を促してまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現時点で保育所等の統廃合の予定はありません。また、育児休業取得による上の子の保育については、原則として下の子が1歳になる日の属する年度末の翌月末まで継続して入所できるようにすることで、子どもにとって適切な保育を提供しています。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

公立の学童保育施設については、昨年度及び今年度に必要な増築を実施し、民間の学童保育施設については、増改築に係る経費のほか、新設や補修等に係る経費に対して補助金を交付することで、施設の規模の適切化を図ってまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

「放課後指導支援員等処遇改善等事業」については、平成29年度からこの制度を活用した市の補助制度を設けています。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」について、その制度の内容を精査し、各施設及び放課後児童支援員に対してもたらされる効果について、引き続き研究してまいります。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

国の省令で定める基準については、学童における保育の質が低下することのないよう、国の動向を注視してまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

当市では、令和元年8月から子ども医療費制度の対象年齢を18歳年度末までとします。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

国や県への当該制度の創設等に係る要請については、国県及び他市町村の動向を注視

しつつ対応します。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

「保護のしおり」は自由に手に取れる場所には置いていませんが、「保護のしおり」を希望される方には、速やかに交付しています。また「保護のしおり」に必要な事項をわかりやすく明記し、生活保護制度の正しい理解に取り組みます。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

生活困窮者の抱えている問題を把握し、各関係部署と連携をとりながら、必要な支援へと繋げています。また、相談者に親切、丁寧な説明を行い、生活保護制度を正しく理解していただき、適切な制度利用を促してまいります。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 保護申請を希望する方には、速やかに申請書を交付し、受理しています。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019 年 10 月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 被保護者の意見を取り入れながら、分かりやすい内容となるように書式の見直しに取り組みます。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

職員採用や人事異動を通じ、人員の確保を図ってまいります。また、国や県が開催する研修に積極的に参加し、ケースワーカーのスキルの向上に取り組んでまいります。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

対象世帯には文書で通知を行い、申請漏れがないように市で取りまとめ、埼玉県へ申請しています。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるといわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

現段階で、当該助成制度を創設するよう、国や県に要請することは考えていません。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

生活困窮者の抱えている問題を把握し、各関係部署と連携をとりながら、適切な支援へと繋げています。生活保護へと繋げることが必要と思われる方に対しては、ケースワーカーと情報を共有し、生活保護申請を促しています。